**精密検査依頼書兼結果報告書様式の改正について**

**資料３**

1　これまでの経緯

○第二期大阪府がん対策推進計画では、がん検診の提供体制の確保及び精密検査受診率向上を目的に、

「府内のどこの地域においても標準的かつ精度の高い精密検査や治療が実施され、精密検査実施機関から市町村と検診機関へ検査結果が確実に報告される体制の徹底を図る。」と掲げており、精密検査結果報告様式の統一様式の発出を行った。

・地域保健・健康増進事業報告（厚労省）の調査票の変更に伴い子宮がんの精検結果報告様式を発出（平成26年3月19日付け健第３６６５号）

・他４がんの精検結果報告様式を発出（平成27年3月11日付け健第3663号）

・地域保健・健康増進報告の調査票の変更に伴い、肺がん・大腸がんの精検結果報告様式を一部変更・

追加（平成29年２月９日付け健第2539号）

２　今回の様式改正について

○平成29年7月付にて「子宮頸がん取扱い規約　病理編」（日本産科婦人科学会編）が改正され、以

下の表のとおり病理区分が変更された。しかし、地域保健・健康増進報告の調査票は変更されていないため引き続き、CIN分類での報告が必要となっている。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 変更前 | CIN1 | CIN２ | CIN3 |
| 変更後 | LSIL | HSIL |

○変更後の病理区分と地域保健・健康増進報告の両方に対応し市町村担当者及び精密検査医療機関の混乱を避けるため、精密検査依頼書兼結果報告書の様式の改正を行う。

３　改正箇所

○精密検査結果の項目を異形成から上皮内腫瘍に変更

○CIN分類のみの表記からSIL分類とCIN分類の併記に変更

【改正前】





【改正後】